

第五期沖縄県廃棄物処理計画策定委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

第五期沖縄県廃棄物処理計画策定委託業務

2 業務の目的

本業務は、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の形成に資するため、沖縄県内で発生する産業廃棄物及び一般廃棄物の排出、処理実態を把握するとともに、国が示す基本方針（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項）に即して、同法第5条の5の規定に基づき、「第五期沖縄県廃棄物処理計画」（以下「第五期計画」という。）を策定することを目的とする。

当該計画は、循環型社会形成推進基本法第32条の規定を踏まえ、本県の自然的社会的条件に応じて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画としての性格を有するものとする。

また、当該計画には、平成11年に策定した本県のごみ処理のあり方や広域処理を実施する場合の基本的な考えを示す「沖縄県広域処理計画」（以下、「旧広域化計画」という。）を見直し、持続可能な適正処理の確保をするための「沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画（仮）」（以下、「新広域化計画」という。）を含め策定するものとする。

3 計画対象期間

令和3年度から令和7年度まで

4 契約期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

5 業務の内容

(1) 廃棄物の発生・処理の現況調査

①一般廃棄物の発生・処理状況

市町村及び一部事務組合に照会などを行い、次の一般廃棄物に係る実態調査を行い、結果を整理、分析する。

ア 地域特性の把握（人口、産業、地勢、交通等）

イ ごみ発生量（家庭系、事業系）、ごみ質及び処理コスト

ウ ごみ処理体制（ごみ減量化対策、収集・運搬、分別、中間処理、最終処分場）

エ リサイクル状況（資源化率、発電実施率等）と将来のリサイクル・減量化計画

オ 中間処理施設及び最終処理場の整備及び稼働状況

カ 市町村一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画、その他計画

②産業廃棄物の発生・処理状況

沖縄県産業廃棄物実態調査報告書及び沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書を元に、次の事項について整理、分析する。

ア 全体、業種別、種類別に排出量、再生利用量、最終処分量等、必要な指標

イ 処理体制等

ウ 中間処理施設、最終処分場等の設置状況

③広域化・集約化の取組状況調査

市町村及び一部事務組合に対し、広域化・集約化に係る取り組み状況、今後の取り組み予定について、アンケート、ヒアリング等を実施し、結果を整理、分析する。

(2) 旧計画の評価

次の計画の達成状況を解析し、評価する。また、計画を達成していないものについては、原因及び課題等を整理する。

①第四期廃棄物処理計画（以下、「第四期計画」という。）

※一般廃棄物、産業廃棄物ごとに行うこと。

②旧広域化計画

(3) 課題と対策

(2)の達成状況や第四期計画及び旧広域化計画策定時の状況との比較などにより、次の事項ごとに課題を抽出し、その課題を踏まえ今後の対策を検討する。

①一般廃棄物

②産業廃棄物

③離島ごみ（一般廃棄物、産業廃棄物）

④ごみ処理の広域化・集約化

(4) 検討事項

(1)～(3)の結果等を踏まえ次の事項について検討する。

①廃棄物の発生量及び処理量の見込みと処理目標について

ア 廃棄物の発生・処理の将来予測（令和4～8年度までの5年間）

過去の実績等から、将来の一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等を算出し、将来予測を行う。

イ 廃棄物の減量及びその他適正な処理に関する目標（令和8年度）の設定

廃棄物処理の課題、第四期計画の目標達成度及び最新の国の動向等を踏まえ、以下の項目を検討する。

(ア) 廃棄物の減量及び処理の基本方針

(イ) 一般廃棄物の減量化目標の設定（排出量、再生利用量、最終処分量等）

(ウ) 産業廃棄物の減量化目標の設定（排出量、再生利用量、最終処分量等）

②循環型社会形成に向けた基本的な考え方と各主体の役割分担について

計画推進の基本方向と、県民、事業者及び行政等の役割・取組を検討する。

ア 一般廃棄物の広域化・集約化に関すること（詳細内容は④による）

イ 一般廃棄物の減量化その他市町村への技術支援

ウ 産業廃棄物の処理設備に関すること

エ 産業廃棄物の減量化、その他産廃処理施設の確保

オ 処理施設整備に際し配慮すべき事項

カ 非常災害時における施策

③循環型社会の形成に向けた主要施策について

以下の項目について検討する。

ア 発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策

- (ア) 普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成
- (イ) リサイクルの促進
- (ウ) リサイクル産業の振興
- (エ) 経済的手法の導入
- (オ) その他必要な事項

イ 適正処理に関する主要施策

- (ア) 適正処理の推進。監視・指導体制の整備、生活環境保全のための対策システム、優良業者の育成、産業廃棄物の併せ処理等について
- (イ) 生活排水処理対策（普及啓発活動）
- (ウ) 特別管理廃棄物対策
- (エ) PCB廃棄物処理対策
- (オ) ダイオキシン類対策
- (カ) 米軍基地の廃棄物対策
- (キ) 海岸漂着物対策
- (ク) 災害廃棄物対策
- (ケ) その他必要な事項

ウ 循環型社会形成のための基盤整備

- (ア) 一般廃棄物処理体制の確保
- (イ) 産業廃棄物処理体制の確保

エ 離島の廃棄物処理対策

上記のうち、離島分について抽出し、整理する。

④広域化・集約化について

以下の項目について検討する。

- ア 人口及び排出量等の将来予測
- イ 広域化ブロック割の設定見直し
- ウ ブロックごとの廃棄物処理体制
- エ 広域化・集約化の方向性

⑤第五期計画（新広域化計画含む）（以下、同じ）の推進について

県の推進体制、市町村・関係機関との連携、計画の進行管理について検討する。

6 市町村への説明及び意見聴取

市町村に5業務内容に示す調査結果や分析、評価結果及び第五期計画骨子（案）を説明した上で、意見聴取を行い、意見を集約・分析し、第五期計画（素案）に反映する。

7 一般廃棄物のあり方検討委員会の設置

素案の作成にあたり、近年の廃棄物に係る情勢や技術革新等を考慮するため、有識者による検討委員会を組織し、沖縄県における循環型社会の形成に向けた廃棄物の処理方針の検討を行う。

8 環境審議会の運営支援

県による環境審議会の開催にあたり、資料を作成し、運営補助等を行う。

9 パブリックコメントの実施支援

第五期計画の素案に対するパブリックコメントの実施にあたり、公表資料等の作成、県民等の意見を収集・分析し、意見に対する回答案の作成支援を行い、必要な事項を計画案に反映する。

10 中間報告

上記5～9を踏まえ次のとおり第五期計画の骨子案、素案、計画案を作成し、提出すること。

(1)骨子案：令和3年9月上旬

(2)素案：令和3年12月上旬

素案は、環境審議会、検討委員会及び市町村の骨子案に対する意見を踏まえたものとする。また、第四期計画の第1章及び第2章に当たる部分は、(3)計画案に示すレベル内容とする。

(3)計画案：令和4年1月中旬

計画案は、環境審議会、市町村及び関係機関等の意見等を踏まえたものとする。

11 留意事項

(1)業務を実施するにあたっては、次の考え方を踏まえること。

①廃棄物処理法第5条の5

②廃棄物処理法施行規則第1条の2の2

③持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及び処理施設の集約化について（通知）（平成31年3月29日付け環循適発第19043293号）

④広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）

(2)沖縄県の施策や目標（新たな振興計画、その他関連計画等）と整合を図ること。

(3)原則として毎月1回、環境整備課担当者と業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施すること。

12 成果品

(1)提出期限：令和4年3月25日

(2)提出物

①業務報告書（A4版） 3部

②第五期沖縄県廃棄物処理計画 200部

③第五期沖縄県廃棄物処理計画（概要版） 200部

④本編及び概要版の電子媒体（CD-R等）各2枚

13 著作権の扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

国土地理院の地図等、納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

14 検査

委託業務の完了の検査に当たっては、受託者は、委託者の立ち会いのもと、成果品の検査を受けること。

15 業務の完了

検査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、業務の完了とする。

16 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

①契約金額の50%を超える業務

②企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書や資料の印刷、製本といった軽易な業務については、この限りでない。

17 その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び細部事項については、受託者は委託者と協議の上これを決定する。なお、本仕様書に明記のない事項であっても必要な事項については、誠実かつ綿密にこれを実施すること。本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書に記載のない細部事項については、担当職員と協議してその指示に従うこと。